

議 第 4 3 号

漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

本市漁港管理条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市漁港管理条例（昭和 52 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 号の表 1 の項中「100 円」を「110 円」に、「140 円」を「160 円」に改め、同表 2 の項中「1 年」を「1 月」に、「100 円」を「8 円」に、「140 円」を「12 円」に改める。

別表第 2 第 1 号の表砂利の項中「195 円」を「220 円」に改め、同表土砂の項中「150 円」を「170 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき占用料及び土砂採取料について適用し、同日前に納付すべき占用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。



新潟県柏崎市漁港管理条例（昭和52年5月19日条例第24号）

改正後		改正前	
<b>別表第1</b> （第14条関係） (2) 占用料		<b>別表第1</b> （第14条関係） (2) 占用料	
区分	算定の基礎	占用料の額	
		漁業関係者	漁業関係者以外の者
1 工作物を設置する場 合（3又は4に該当す る場合を除く。）	1 平方メートル 1年につき	110円	160円
2 工作物を設置しない 場合	1 平方メートル 1月につき	8円	12円
(略)			
備考 (略)			
<b>別表第2</b> （第14条の2関係） (1) 土砂採取料		<b>別表第2</b> （第14条の2関係） (1) 土砂採取料	
種別	単位	採取料	
砂利	1 立方メートル		220円
土砂	1 立方メートル		170円
(略)			
備考 (略)			
区分	算定の基礎	占用料の額	
		漁業関係者	漁業関係者以外の者
1 工作物を設置する場 合（3又は4に該当す る場合を除く。）	1 平方メートル 1年につき	100円	140円
2 工作物を設置しない 場合	1 平方メートル 1年につき	100円	140円
(略)			
備考 (略)			
種別	単位	採取料	
砂利	1 立方メートル		195円
土砂	1 立方メートル		150円
(略)			
備考 (略)			